

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 169 「役員賞与に関する会計基準について」

【役員退職慰労引当金の定義と性質】

役員退職慰労引当金は、会社の役員（取締役・監査役・執行役等）の将来における退職慰労金の支払に備えて設定されるもので、当該支給見積額のうち各事業年度の負担相当額は原則として、営業費用に計上されます。

役員退職慰労金の経済的性質としては、退職する役員の在任期間中の役務の提供に関わる性質を持つとされています。また、その支給は株主総会による承認決議を前提とするため、株主総会の承認決議前の段階では、法律上は債務ではありませんが、会計上は企業会計原則注解【注 18】（以下「注解 18」という）に示されるいわゆる負債性引当金の性格を有するものです。

【役員退職慰労引当金の計上】

現在の日本における会計慣行では、引当金は注解 18 に示される以下の要件を基礎としています。

- 1) 将来における特定の費用又は損失に対する引当であって、その起因となる事象が当期以前に既に存していること
- 2) 将来における費用又は損失の発生の可能性が高いと見込まれるものであること
- 3) 当該費用又は損失の金額を合理的に見積もることができること

その上で、以下の留意事項を満たす場合には、各事業年度の負担相当額を役員退職慰労引当金に繰り入れなければなりません。

- 1) 役員退職慰労金の支給に関する内規に基づき（在任期間・担当職務等を勘案して）支給見込額が合理的に算出されること
- 2) 当該内規に基づく支給実績があり、このような状況が将来にわたって存続すること（設立間もない会社等のように支給実績がない場合においては、内規に基づいた支給額を支払うことが合理的に予測される場合を含む。）

要件を満たさない場合には、役員退職慰労引当金の計上を行わず、株主総会決議時または支出時に費用計上することとなります。

<参考>

監査・保証実務委員会実務指針第 42 号

租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い